



[2006.10.01 <TOPICS>

] 労働審判について  
- スピード解決がモットー -

### <今月のニュース>

労働審判が始まって早半年が経過しました。労働審判とは、納得のいかない解雇や賃金不払いを、裁判所でスピード解決してくれる制度で、平成18年4月に始まりました。

これまでの労働裁判では、解決までに何年もかかり、その間、労働者は生活を維持することができないので泣き寝入りするケースも多く、迅速な解決が望まれていました。この労働審判では、申し立てから解決までおよそ3～4ヶ月ということを想定してスタートしましたが、実際はそのスピードを上回る勢いようです。これは事前に提出する申立書や答弁書で、争点を明らかにしていることがスピード解決を促す手助けをしているものと思われます。

労働審判では裁判官1名と企業や労働組合などから任命を受けた審判員2名の計3名で審理を担当します。申し立てる窓口は全国の地方裁判所で、申し立てから40日以内に審理が始まり、原則3回で解決します。まずは話し合いによる和解・調停の可能性を探り、それが無理であれば、審判を下します。そしてその審判に不服であれば、通常の裁判に移行するというものです。

スピード解決がモットーであるため、通常の訴訟ではなかなか明らかにならない裁判官心証も、第一回目の審理で明らかになることが多いといえます。例えば解雇を取り扱う場合、裁判官は労働者に、退職を前提とした金銭的な和解が可能かどうかを尋ねます。そこで和解の意思を伝えると、審判官は順番に労使双方個別の言い分を聞く調停に入ります。当然解決金の額について、どこで折り合うかが問題となるわけですが、労使でその額に相当の開きが出る場合も少なくありません。そのような場合は、審判委員会が解決金の額の提案し、両者がようやく折り合うこともあります。双方とも短期で解決したいという意思があるため、訴訟には移行せず、労働審判で決着をつけようとするので、少々納得がいかない場合でも、妥協することが多いようです。

以上のようなことを踏まえ、申し立てる側も、第一回目の審理で解決金の額を提示され、即決を求められることを覚悟しておいたほうがよさそうです。